

気象警報発令時・船便欠航時の対応について

兵庫県立家島高等学校
(令和3年6月1日改訂)

1 授業日に警報が発令された場合

- (1) 午前6時現在、姫路市及または兵庫県播磨南西部に大雨・洪水・暴風・波浪・高潮警報のいずれかが発令されている場合は「臨時休校」とする。上記の地域ではない地域に警報が発令された場合は、「臨時休校」とせず、該当地域在住の生徒は公欠扱いとする。
- (2) 生徒及び保護者には「マチコミ」、「ホームページ」等で連絡する。

2 警報は発令されていないが、授業日に家島への定期航路が欠航、または欠航が予想される場合

- (1) 「高速いえしま」の欠航の可能性が高い場合、「マチコミ」、「ホームページ」で生徒及び保護者に「自宅待機」を連絡する。「自宅待機」の連絡が無い場合は登校すること。
- (2) 姫路港7時10分発の「高速いえしま」が欠航確定した時点で、「臨時休校」とする。生徒及び保護者には、「マチコミ」、「ホームページ」で連絡する。坊勢渡船のみが欠航した場合は、「臨時休校」とならず、坊勢在住の通学生徒は、「公欠」扱いとする。

3 定期考査日に警報が発令、または家島への定期航路が欠航した場合

- (1) 午前6時現在、姫路市または兵庫県播磨南西部に大雨・洪水・暴風・波浪・高潮警報のいずれかが発令されている場合は、上記1と同様とし、原則としてその日の考査を最終日の翌授業日に実施する。
- (2) 家島への定期航路が欠航した場合は上記2と同様とし、原則として、その日の考査を最終日の翌授業日に実施する。坊勢渡船のみが欠航した場合は、「臨時休校」とならず、坊勢島からの通学生徒は、「公欠」扱いとする。
- (3) 生徒及び、保護者への連絡は上記1及び2と同様とする。